# コーポレート・ガバナンス

## ■コーポレート・ガバナンスに関する 基本的な考え方

当社は、事業の持続的な成長および中長期的な 企業価値の向上を図るため、「安全・安定輸送のレベ ルアップ | および 「収益力の向上 | をはじめとする経 営課題に対して、透明、公正および迅速果断な意思 決定を行っていくことにより、株主の皆さま、お客さ まおよび地域の皆さまをはじめとするステークホル ダーのご期待を実現していくことをめざします。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する 基本的な考え方および具体的な取組みを示すもの として、取締役会決議により「コーポレートガバナン ス・ガイドライン」を定め、当社ホームページに掲出 しています。

当社は、収益の大半を占めている鉄道事業の特 性に鑑み、長期的な視点に立った判断を重視して おり、今後とも現行の監査役制度のもとで、コーポ レート・ガバナンスの充実を図ることが適切である と考えています。

# ■現状のコーポレート・ガバナンス体制を 採用している理由

当社は、収益の大半を占めている鉄道事業にお いて、安全確保等のさまざまな知識および経験なら びに中長期的視野に基づいた意思決定が必要であ るため、取締役会を設置するとともに、取締役会か

ら独立した監査役で構成される 監査役会を設置しています。

# ■当社のガバナンス体制

当社の取締役会は、社外取締 役3名を含む15名で構成されて おり(2018年6月22日現在)、原 則として毎月1回開催し、法定の 事項その他重要な業務執行に ついての決定および業務執行 の監督を行っています。また、取 締役会の定めるところにより、役 付取締役等で構成される常務 会を置き、原則として毎週1回開 催して取締役会の決議事項およ びその他の経営上の重要事項 について審議を行っています。このほか、JR東日本グ ループ全体の発展を期するため、役付取締役等で構 成されるグループ戦略策定委員会を必要に応じて 開催し、事業分野ごとの経営戦略などグループに関 する重要事項について審議を行っています。

### ■内部監査、監査役監査および会計監査の状況

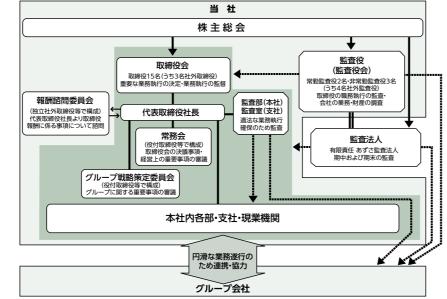
内部監査については、監査部(本社)および監査室 (各支社)を置き、約100名の専任スタッフを配置 して、適法で効率的な業務執行確保のための監査 体制を整えています。また、監査部では、グループ 会社の監査も実施しています。

監査役監査については、監査役会を原則として毎 月1回開催しているほか、グループ会社監査役との 間で定例の連絡会を実施しています。また、監査役 を補佐するため約10名の専任スタッフを配置して おり、常勤監査役を中心に、監査役会が定めた方針 に従い、取締役会のほか常務会などの社内の重要 会議への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ て、取締役の職務執行の監査を行っています。

会計監査については、当社と監査契約を締結して いる有限責任あずさ監査法人(会計監査人)が期中 および期末に監査を実施しています。

なお、2017年度において、製品・サービスに関す ることおよび関係法令や規則に対する重大な違反 はありませんでした。

## [コーポレート・ガバナンス概念図(2018年6月22日現在)]



# コンプライアンス

### ■コンプライアンスの基本的な考え方

当社は、社会とのより良い信頼関係構築のために、 「法令遵守・企業倫理」を企業経営の根幹を成すも のと位置付けています。

JR東日本グループの企業行動指針として「法令 遵守及び企業倫理に関する指針 を策定し、鉄道事 業、生活サービス事業およびSuica事業などのさま ざまな業務分野において、鉄道事業法をはじめとす る関係法令を遵守し、企業倫理にしたがって事業を 行っています。また、JR東日本グループ社員への教 育を実施するとともに、「コンプライアンス相談窓 □ |を社内外に設置するなど、コンプライアンスに 関する取組みを進めています。

# ■「法令遵守及び企業倫理に関する指針」と 「コンプライアンス・アクションプラン

「法令遵守及び企業倫理に関する指針」は、グ ループ理念と行動指針に基づき、JR東日本グルー プの法令遵守と企業倫理のあり方を定めたもので す。この「法令遵守及び企業倫理に関する指針」の 実効性を高めるため、JR東日本グループで就業す るすべての人に取り組んでほしい「望ましい行動の あり方 | を示した 「コンプライアンス・アクションプラ ンハンドブック」を配付し、グループ全体に周知して います。昨今の法改正や社会環境の変化を反映し、 より具体的な行動に結びつけていくために、2017 年度に同ハンドブックの改訂を行いました。

また、海外事業の展開に伴い、「外国公務員等に 関する贈賄防止を目的とした基本方針を策定し、 公表しています。

### ■コンプライアンスの推進

コンプライアンスの重要性や「法令遵守及び企 業倫理に関する指針」の趣旨に対する社員一人ひと りの理解を深めるため、JR東日本グループのすべ ての社員を対象とした「コンプライアンス全社員教 育 | を毎年実施しています。最近の企業不祥事等を ふまえて、自らの仕事に対する「使命感」や「誇り」に ついて改めて考えるとともに、「職場の風通し」の重 要性を認識し、さらには、自職場に即した事例を取り 入れたカリキュラムを組み立てるなど、「自ら考える コンプライアンス の浸透を図っています。

また、各現場の箇所長が、業務管理をしていくう えで定期的に確認すべき、コンプライアンスにかか わる基本的な事項を「基礎的事項の確認支援シー ト」として整理し、このシートを活用した点検・確認を 継続的に実施しています。この取組みをより実効性 の高いものとするために、イントラネットを通じて現 場でのシートの実施状況を確認可能としています。 さらに、ルールを守ることの意義の浸透を図るべ く、代表的な違反事例を職場の教材として活用でき るよう、「コンプライアンス事故の歴史展示館」とし てイントラネットに掲出しています。

## ■コンプライアンス相談窓口

「法令遵守や企業倫理に関してどのように行動し たら良いか迷ったとき や [法令遵守や企業倫理に 反する行動や反するおそれのある行為を認識した とき に相談・诵報することができる 「コンプライア ンス相談窓口 | を社内および社外に設置していま す。退職者およびJR東日本グループの取引先から の相談・通報についても受付対象とし、当社ホーム ページにおいて受付方法を公表しています。

2017年度には208件の相談・通報が寄せられ、 法令・規程等の取扱いに関するものから職場での人 間関係の悩み、ハラスメントに関するものまで幅広 い内容の相談・通報に対して、それぞれ適切な対応 を行いました。

#### ■リスクマネジメント

当社では、グループの事業運営に重大な危機が 発生した際、情報の収集と一元管理、初動体制の構 築を迅速に行うことを目的として、危機管理本部を 設置するとともに、専任事務局として本社総務部に 危機管理室を設置しています。コンプライアンスの 推進やテロ・感染症への対策、海外における事件・ 事故等への対応について必要な体制を構築するな ど、JR東日本グループが直面するリスクへの迅速か つ的確な対応に努めています。

また、JR東日本グループの事業運営上のリスクに ついては、その重要性や顕在化した際の影響度合 いを基準として、定期的に洗い出しを行っています。 さらに、これらのリスクを分析・評価して、優先度を 考慮したリスク低減の取組みを行っていきます。

## ■情報セキュリティ確保の取組み

昨今、インターネット空間におけるサイバー攻撃 は世界的に高度化しており、公的機関や民間企業に おいても大規模な情報漏えいが続発しているほか、 コンピュータウイルスの感染等により社会基盤にか かわる情報システムを機能不全に陥れるサイバー テロの脅威も高まっています。

当社では、鉄道という社会基盤を担う企業グループとして、「JR東日本グループ情報セキュリティ基本方針」に基づき情報セキュリティ管理体制を構築し、日常より情報システムの機能向上等によりセキュリティ対策を講じています。

また、外部機関と連携したセキュリティ専門人材の育成や、他企業との情報共有などを積極的に行い、サイバーセキュリティに関する知見の向上を図るとともに、万一問題が発生した場合においても、速やかに初動体制を構築し、各部署が連携して対策をとることで、影響を最小限のものとするよう対応演習などを行っています。

社員一人ひとりに対しても、情報システム利用におけるルールブックや社内広報誌を通じて情報セキュリティの重要性と取扱いの厳正について周知しているほか、グループの全社員を対象に情報セキュリティ教育を実施し、職場の情報セキュリティに取り組む意識向上を図っています。

### ■個人情報の保護

当社では、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」をはじめとした関係法令に基づき、「個人情報の取扱いに関する基本方針」を公表するとともに、「個人情報管理規程」を策定し、個人情報管理責任者を設置しています。また、2018年5月に施行されたEU一般データ保護規則(GDPR)の対応として、当社Webサイトで英語版プライバシーポリシー等を公表するなど対策を講じています。

社員一人ひとりに対しては、社員周知用のリーフレットや社内広報誌、コンプライアンス全社員教育などを通して、その取扱いや管理の厳正について周知・教育を行っています。さらに、すべての箇所において、定期的に内部監査を実施するなど、個人情報の適切な管理の徹底を図っています。

### 信濃川発電所の不適切事象について

当社は、信濃川発電所(新潟県十日町市、小千谷市にある千手、小千谷、小千谷第二各発電所の総称)において、許可された最大取水量を超えて取水していたことなどから、2009年3月、河川法に基づく流水の占用許可取消などの行政処分を受けました。この行政処分以降、当社は処分内容に従って是正を行うとともに、再発防止策の構築、地域との密接な連携に努めてまいりました。

その後、2010年6月、国土交通省北陸地方整備局長より2015年6月までの許可を受け、信濃川発電所は取水および発電を再開しました。再開後、河川環境と水利用の調和のための試験放流を実施し、その調査の結果を踏まえ、また、地域の皆さまのご意見を伺ったうえ、2015年5月に許可の更新申請を行い、2015年6月に更新許可を受けました。

今後も、河川環境との調和および地域との共生に取り組むとともに、再発防止に向けコンプライアンス経営を推進してまいります。

# 会社情報



■営業キロ ■駅 数

■一日あたりの列車本数 ■一日あたりの輸送人員 新幹線/1,194.2km 在来線/6,263.1km

1,667駅

12,236本(2018年3月ダイヤ改正時)

約1,770万人

102 JR東日本グループ サステナビリティレポート 2018 103